

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和2年1月発行 第20号

～今から始める2024年度対策・その2～



2024年度から医師の時間外労働の上限規制が始まる予定です

上限を超える医師がいる場合はもちろん、時間外労働をしている医師がいる医療機関は今から計画的に対策を講じていく必要があります。このため、医師の労働時間短縮に向けた対策をシリーズでお伝えしています

前回のテーマは、「医師の労働時間の現状把握」でした。今月号は、「**労務管理体制**」についてです。①から③までの体制は整っていますか？確認してみましょう。

① 医師の労働時間短縮に取り組む組織はありますか

関連する部門から集まったメンバーから成り、院長等のトップが積極的に関与する組織が必要です。衛生委員会等の既存の委員会を活用する等、様々な方法が考えられます。今から各医療機関の実情に応じた形で労働時間短縮に向けて取り組みましょう。

② 労働時間短縮に向けて、医師を含む職員の意識改革に取り組んでいますか

定期的に職場内で説明会や研修会を開き、医師の意識改革はもちろん、職員も法改正の内容と趣旨を十分理解できる環境を整えましょう。

③ 労働安全衛生法で決まっている体制を整えていますか

ア 産業医の選任及び衛生委員会の設置

事業者は、常時50人以上の職員がいる事業場ごとに、産業医を選任し、衛生委員会を設置する必要があります。

【産業医】

事業者は以下の提供及び周知を行う必要があります。

○時間外・休日労働が1月あたり80時間を超えた職員に関する情報等を産業医へ提供すること

○事業者が産業医を選任したこと、その事業場における産業医の業務の具体的な内容及び産業医への健康相談を希望する際の依頼方法を職員へ周知すること

【衛生委員会】

毎月1回以上開催する必要があります。

衛生委員会では、健康障害を防止するとともに健康の保持・増進を図るための対策等を審議します。

イ 面接指導の実施

事業者は、時間外・休日労働が1月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員に対して、職員の申出を受けて、医師による面接指導を行う必要があります。

※上記以外にストレスチェック後の面接指導もあります。(職員50人以上の事業場は義務、その他は努力義務)

ウ 健康診断の適切な実施

事業者は、職員(医師を含む)に対して、定期健康診断を1年以内ごとに1回※実施する必要があります。

※深夜業を含む業務の場合は、「特定業務従事者」の健康診断に該当し、配置替えの際及び6月以内ごとに1回となります。



労務管理体制について、ご相談に応じていますので、当センターまでお気軽にご連絡ください。

健康的な職場環境
を育てよう!



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます!

高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

